|  |
| --- |
| **ご　案　内** |

事　業　者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島田労働基準協会

電話(0547)35-4522　FAX(0547)35-5191

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　http://www.shimakikyo.jp

令和６年度「粉じん作業特別教育」の開催について

　粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業(注)に労働者を就かせるときは、その全員に、労働安全衛

生法第５９第３項に基づく特別教育を行わなければならないことになっております。

　このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の粉じ

ん作業予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

　　(注)　特定粉じん作業とは、一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。

　　　　　製造業の場合には、研ま、粉砕、混合、袋詰め、鋳物作業などが特定粉じん作業に該当します。

**記**

**１．日時及び会場**

令和６年 ８月 １日（木）９時～１５時頃　　夢づくり会館　学習の部屋

**２．特別教育の内容**

　　　　(１)粉じんの発散防止及び換気の方法　　(２)作業場の管理

　　　　(３)呼吸用保護具の使用の方法　　(４)粉じんによる疾病及び健康管理

　　　　(５)関係法令

**３．受 講 料****（テキスト代・消費税10％含む）**

島田労働基準協会の会員事業所は１名につき　１０,５４０円（うち消費税　 ９５８円）

　　〃　非会員事業所は１名につき　１２,７４０円（うち消費税 １,１５８円）

**４．お申し込みの方法**

　　　　(１)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会へお申込みくださ

い。定員になり次第締切ります。

　　　　(２)テキストは、開催当日会場でお渡しします。

　　　　(３)申込後の取消しは、開催日の７日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の７日前までに連絡して下さい。

※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象

として受け付けています。

**５．修了証の交付**講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証」を交付します。

**６．携　行　品**受講券・筆記用具・昼食・本人確認ができる書類（運転免許証等）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和　　　年 　　 月 　　 日 |
| 講習会場 | 夢づくり会館　学習の部屋 |

**島田労働基準協会開催**

**粉じん作業特別教育受講申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 | | |
| 年 | 月 | 日 |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） | |
|  | |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
|  |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。